

平成30年度第2回埼玉県自立支援協議会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 平成31年2月8日(金) 10時00分開会、11時50分閉会
- (2) 場 所 埼玉会館5B会議室

2 出席者

(1) 委 員

朝日 雅也、小野 雄大、若山 孝之、高野 淑恵、岡田 久実子、小材 由美子、
柏木 綾子、福應 渉、長岡 洋行、関口 暁雄、木全 美幸、日野原 雄二、
角田 範夫

(欠席委員：丸木 雄一)

(2) 事務局

障害者支援課

和泉 芳広、飯田 朋宏、柿沼 和幸、岩下 優、佐藤 雄一、鈴木 裕美

障害者福祉推進課

江森 正幸、吉田 太郎

3 議事

事務局から概要を説明し、各委員から意見等が出された。

- (1) 市町村自立支援協議会の活性化について
- (2) 医療的ケア児への支援策等について
- (3) 第2回人材育成部会について
- (4) 第2回精神障害者地域支援体制整備部会について

【議長】

初めに議事として(1)市町村自立支援協議会の活性化について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

議事(1)について事務局より説明

【議長】

事務局からの説明につきまして、ご意見やご質問等はございますか。

【角田委員】

県と市町村の連絡会議の開催というのは、少数の市町村でやっているから、それを全市町村できちんとやるということでしょうか。もう一つ、連絡会議は情報提供の部分が大きくなるのでしょうか。この連絡会議の趣旨の大きいところはどこでしょうか。

【議長】

関連するご意見、ご質問はありますか。もし無いようであれば事務局からご説明してください。

【事務局】

2つご質問があったと思います。基本的に市町村自立支援協議会は各々いろいろな取組を行っております。部会の数も異なりますし、複数市町村で連携してやっているところもあります。市町村自立支援協議会は県内に36あって、大きいところは単独でやっている。36の市町村自立支援協議会の事業の中にはいい事例がありますので、それを連絡会議で紹介して、他の市町村自立支援協議会に取り入れてもらうというようなことを考えています。これが好事例の紹介と思っております。次に情報の提供ですが、情報をどこかの市町村自立支援協議会から出してもらって、それを他の市町村自立支援協議会で共有できるようにしていきたい。会議が終わったらアンケート等を取り会議の方法等を検証していきたいと思っております。

【議長】

連絡会議のより詳細なスキームを紹介していただいたということによろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

【小材委員】

市町村のアンケートですが、どこの市町村が回答しているのかとか全く分かりません。それから自立支援協議会を設置しているところもあればない所もあるとおっしゃいましたが、無いところと有るところが何処なのか分からないので、もしアンケートを取られたのであれば、教えてもらえればと思っております。

【長岡委員】

アンケートの部分ですけれども、活性化等について現行のままと言っている市町村が35ヶ所あって、それはうまくいっているから現行のままでいいというところもあれば、うまくいってなくて消極的な意味で現行のままやりますとの理由をあると思うのですが、このあたりの比率みたいなものはどうですか。

【議長】

アンケートの回答状況あるいは現行のままとか開催したいといった各市町村の状況とかがあればお知らせください。

【事務局】

長岡委員の発言内容の各市町村の理由についてですが、そこまでは確認していません。おっしゃる通り今のままでいいですよという市町村もあれば、今満足している、今でも圏域でやっているところもあるので、これ以上会議を増やさないでという意見があるのかもしれませんが。市町村のアンケート結果ですが、コピーをしてお配りさせていただきます。ただ市町村には公開することを前提に行ったアンケートではありませんので、皆様方の手持ちにさせていただければと思います。

【議長】

両委員さんよろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

【日野原委員】

市町村へのアンケートということで、お話しがりましたが、事務局機能ということでは、市町村以外では相談支援事業所が一緒に行っているところがございます。市の意見と相談支援側の意見が違う場合もあるかと思うんですね、そういったところも今後精査していく必要があるのではないかなと思っています

【議長】

アンケートの回答者は市町村の所管課のご担当者ということでよろしいのでしょうか。

【事務局】

そうです。障害福祉担当課になりますが、相談支援事業者と一緒に相談した結果かどうかは調べてはおりません。

【議長】

他によろしいでしょうか。

【長岡委員】

連絡会議やこれからの市町村自立支援協議会での取組ですが、是非ここに重点を置いて欲しいという部分では、人材育成というところがあるのではないかなと思うんですね。読ませていただいて、協議会の活性化について色々な意見が各市町村から出されているんですが、委員が固定化しているとか、あとは一番最後の個別支援会議、個別の支援について話し合う会議だと思うんですけど、そこで出てきた課題を抽出するのは、結構難しい作業といえますか、そうすると活性化を進めていくためには、その市町村ごとに、どうやって人材を育てるかということは非常に大きいのではないかなと思うんですね。また後で、人材育成部会のところでも話をさせていただこうと思うところですが、例えば虐待防止研修とか非常にニーズの高い研修とかはもう県で取り組むだけでなく、圏域や市町村で取組む必

要があると思いますので、是非連絡会議等が始まっていく中で、その地域における人材の育成というところは、課題にあげていただけないかという意見です。

【議長】

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。事務局からの説明にありました市町村自立支援協議会の活性化については、市町村に課題提起をし、アンケートをしてそれぞれの市町村の意向を探ったということでございます。現行のままでという意向も多いようでしたので、当面は圏域自立支援協議会の設置に焦点化した活動は難しい面もありますが、まずは連絡会議を31年度に開催する、その時には連絡会議の意義や情報を共有して対応していただくことが大事として皆様のご意見をまとめさせていただきたいと思います。それでは次に議事の(2)でございます。事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

議事(2)について事務局から説明

【議長】

ただ今の事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等をいただきたいと思います。

【関口委員】

介護保健施設でのショートステイの受け入れが始まりましたが、受け入れの案内とか県からの協力依頼とかはどのような形になっているのか。

【事務局】

4月に介護老人保健施設が一堂に会する集団指導というものがございまして、その場に私共が出席させていただき、保健施設の皆様に受け入れの協力の依頼をさせていただいております。

【関口委員】

この10施設は、同じ法人が幾つか運営しているということか。

【事務局】

10施設につきましては、平成27年度開所したところと、少し遅れて平成28年度から実施しているところがありますが、幾つもの施設を法人が運営しているところもあります。

【関口委員】

まだまだこれは、協力していくところの伸びしろがありそうな感じもしますけれども。

【議長】

他の委員はいかがでしょうか。

【柏木委員】

協議会の設置があるのですが、これは意見交換や情報共有の場、その場には医療的ケア児のご家族の方が参加し意見を述べるようなことはないのでしょうか。

【事務局】

市町村の協議の場の設置の状況が、まだ詳細に我々も把握はしていませんが、基本的には自立支援協議会やその下部組織、部会での議論ということで関係機関だけの話し合いになるのか、当事者の方を入れてやる仕組みを作るかは今後調べてみたいと思います。

【柏木委員】

是非、当事者の方の生の声を政策に取り入れてくれればなと思います。

【小野委員】

コーディネーターの件なんですけど、平成29年度で47人、平成30年度に32人を養成したとのことですが、この方々もコーディネーターとして配置されていて、実際にやっていた体制が整ったのか。平成32年度末に各市町村の目標が達成できるようなのか教えてもらいたい。

【事務局】

コーディネーターの養成につきましては、実際にコーディネーターに配置されているかどうかは、市町村で順次配置に向けて準備しているところです。この数字の中には、市の保健センターの職員やそれから相談支援事業所の職員が含まれておりまして、順次各市町村で配置していく予定です。

【小野委員】

平成32年度末にこの目標値ということによろしいですね。

【事務局】

市町村の中で大きい市、さいたま市、川越市などはコーディネーターの配置が必要だと。

また町村レベルですとそもそも医療的ケア児がいらっしやらないことで、周辺の市と一緒にコーディネーターを配置するという圏域もございます。例えば秩父市はそういった取組をしております、いくつかの市町村が合同でやるところもあります。今後、コーディネーターは、県で養成しますのでコーディネーターの配置は県で逐一調査していきたいと思えます。

【角田委員】

一つ目は対象者の「超重症心身障害児」とありますが、超とは辞典で見るとある限度を超えるという経緯がある。そうすると最重度とか障害がいくつもある重複とかそういう言葉がいいのではないかと思います。二つ目は医療的ケア児への支援策でいろいろ老人保健施設を活用したり、レスパイトケア児について詳しく書いてあるのですが、これは重度心身障害者に該当しない医療的ケア児は利用できる制度がないと書いてありますが、意味と今後例えばヘルパーを活用するとか、ようするに現行の公的部分からもちろん医療が入らなくてはだめなんだけれども、今後医療を活用していくという、今後の方向性については何を言っているのか。あわせて政令中核市を除くというのは、越谷だとかさいたま市とか、そういうところはそこで独自にやりなさいという解釈でいいのですか。

【事務局】

超重症心身障害児という言葉ですが、これは医療用語でございまして、私共でオリジナルで作った単語ではございませんで、超と付くのは先ほど委員からもお話がございましたが人工呼吸器を装着したりとか、気管切開をして痰の吸引が必要なお子さんなど医療頻度の高いお子さんを総じて超重度心身障害児とっております。この言葉をそのまま引用させていただいております。それから資料の2枚目のご質問でございまして、ご指摘通り重症心身障害児に該当しないお子さんは例えば短期入所の受け入れとか、それからデイサービスとかの利用はないという表現が適切ではないかもしれませんが、看護師が配置されていない事業所を使う際になかなか事業所側の受け入れが難しいという課題がございまして、受け入れが進まない状況でございまして。県といたしましてもご指摘にございましたが、こういったお子さんに対しましても何らかの手当てが必要であると考えておりますので、ご指摘を踏まえて、何らかの対応が必要であるとの認識でおります。それから300人ではありますが、資料の説明が不足してましたので正確には、政令・中核市を除くと約300人ということで、政令・中核市を含むと400人おりました、全体で1000人の内4割がこういった重症心身障害児に該当しないお子さんです。多いところについては、なかなか県がというよりも、例えばさいたま市などは独自に医療型を使えるような施設、事業所を持っていたり、児童発達支援センターがあつたりいたしますので、そういう大きい市は独自の取組が可能ではないかといった趣旨でございまして。

【議長】

角田委員さんよろしいでしょうか。他にございますか。

【日野原委員】

先ほど小野委員からお話がありました、医療的ケア児コーディネーター研修なんですが、こちらの方は我々の協会の方も少し関わらせていただいているのですが、まず養成人数に関しまして今のところ79名ということでございまして、この方たちが必ずしも配置されるわけではないということで、今後の課題というところなんですけども、受講して修了証

をいただいた相談支援専門員が、法人の都合で異動したり退職したりして、この数がキープできない状況になるかもしれないので、毎年の研修の開催は必要ないと思うのですが、個人的な意見として、各年でやるとか何年かに1度検討するとかそういったことも必要ではないかなと思っております。

【議長】

ご意見ということでご発言いただきました。他にございますか。

【若山委員】

前回もご質問させていただいたんですけれども、予算を組んでもなかなかやる場所がないとかというふうなことを聞いているんですが、実績というか、そういうものを知りたいと思っています。それから、ショートステイ12カ所、デイサービス9カ所というのは地域的な偏在があるのかどうかとかいうことも、もしわかれば教えてもらいたい。それから、カリヨンの杜、小児医療センターの跡地にできた法人に委託するような形で運営されていますが、期待していたのは県内の先端的役割を担ってもらえるようなもので、相談、あるいは何かあったときに対応できるというふうなものを期待しているんですけれども、なかなか医療的ケアのお母さんに情報が入っていない。そのお母さんは川向うは遠いからねといったニュアンスで受け取っている。今後も含めて担っていく施設なのかというお話をしていただけると。

【議長】

川の向こうと言うのは、荒川を挟んで岩槻にあるという意味でよろしいでしょうか。特に実績についてなにかお示しできるものがあればお願いします。

【事務局】

実績につきましては、平成30年度につきましては、事業実施市町村が44ございます。44の市町で事業を実施しております。ただし、先ほど委員も触れていただいたような事業を実施する予算は確保したのですけれども、利用児童が入院したり亡くなって予算が執行できなかったという市町が出てくるのかなというふうに思います。例えば平成29年度ですと33市町が事業化しているところですが、実績としては26市町ということです。ただし7つの自治体については、利用ニーズを把握していたが使えなかった、例えば入院してしまったとかで、事業を実施しなかったものもございますので、今後事業の執行状況を見ながら30年度もなかなか受入施設とのマッチングがうまくいっていないという課題もございますので、そういうところの情報を把握していきながら、受入先の拡大に努めていきたいと思っております。それからカリヨンの杜につきましては、私どもも今年度に立ちあがって情報をいただいたり情報交換をさせていただいていますが、なにぶん立ち上がってまだ1年経つところでございまして、なかなか地に足が付いていないとの言い方が適切かどうかはわかりませんが、まずは地域で貢献するのはもちろんなんですけども、入所者

の相談とか、ベッド自体は10床埋まったところで、なかなか運営自体軌道に乗っていないところがございますので、今後の運営状況などにつきましては、県の病院局の旧小児医療センターの跡地を活用している施設でございますので、その役割については、県の病院局と連絡を取りながら実績については確認していきたいと考えております。

【議長】

若山委員さんよろしいでしょうか。

【若山委員】

デイサービスの地域傾向については。

【事務局】

地域傾向ですが、まずショートステイについては県南のさいたま市、川口市、県南の方に偏りが多いのかなと。所沢市や狭山市の西部地域、上尾市、鴻巣市といった県央地域にはございません。南西部は朝霞市、志木市、新座市も現在ショートステイはありません。秩父地域については、ショートステイもデイサービスもない。デイサービスについては、さいたま市とか南西部、東部それから先ほど申し上げた上尾とか鴻巣にあり偏りがある。どちらかという、南部、県央部にはない。一方で西部ですとか利根地域、久喜とか行田こういったところが、デイサービスがございまして。このように地域的にショートステイ、デイサービスの偏在があるのかなと思っています。

【議長】

よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

【福應委員】

一つ目は、医療的ケア児の使える資源と担い手を増やすという視点で考えると、「医療的ケアが必要な重症心身障害児者」という言葉から重症心身障害児者という定義が、はっきりとは出ていると思うんですが、必要なのは、医療的ケアの定義だと思います。30年度の改正である程度出てきたところでありますが、ここをもう少し議論する必要があるのかなと正直考えています。まず次回でも結構ですので、委員の皆さんに医療的ケアの現状の定義の把握をしていただいて、議論の足しにいただければ話が進むかなと思っています。2つ目がコーディネーターの養成研修があるんですが、先ほど申し上げた担い手の養成をどうしていくかというところで、まずは重症心身障害という重要なテーマがあって、さらに医療的ケアというテーマがあって、さらに児であれば、前回申し上げましたが、養育というテーマが3つ重なる特殊な状況ですので、それなりの担い手のスキルは求められると思う。その養成をしっかりとっていくことも必要かと思います。3つ目ですが一番最初のレスパイトケア事業の補助基準額というところで、これだけではないのは承知していますが、これでこの事業をやろうと思えるかどうかというところが1つ。例えば胃ろう注

入ですけれども介護福祉士ができるのと法改正がされましたが、結局1日1回看護師がチェックすることとなっていますので、結局は看護師の手が必要となってくる制度ですので、どの事業もそうですけど特別必要などころにはお金をかける必要があると感じました。

【議長】

ありがとうございます。3点のご意見ということで承ることでよろしいでしょうか。医療的ケア児の支援策については、多くの委員の皆様からもご関心をお持ちいただきました。もちろん医療的ケア児に適切な支援を講じていくことについては、全く異論はなく皆さん共通したお考えだと思いますが、体制を整備することとそれを実質的に動かしていくところで、実態を踏まえながら検討したりチェックしたりする必要はあると思いますので、本協議会としても今後の医療的ケア児の支援策の実施状況について、注意深く見守り、必要に応じてアドバイス、意見を申し上げるということによろしいでしょうか。それでは続きまして、議題の(3)に移ります。部会長の長岡委員さんからご報告をお願いしたいと思います。

【長岡委員】

議事(3)について報告

【議長】

長岡委員ありがとうございました。事務局から何か補足的な説明はありますでしょうか。

【事務局】

補足というか、県の方で考えていることをお伝えしたいと思います。長岡部会長からのご報告のとおり、平成30年度の研修の実施状況については多くの受講希望者がいて、すべての受講希望を叶えるため多数の受講生を受け入れてきました。県としては、必要とする方がいるということでは、これまでずっと受け入れてきたというところがあります。ただそれに伴う諸問題があったことも認識しており、特定のファシリテーターの方にも負担を強いてきました。そこで、新年度は会場のキャパが基本になると思うのですが、キャパを上限とした定員の設定をしたいと思っています。また、新たなファシリテーターを養成していかないといけないと部会長からのお話もありましたが、新たなファシリテーター養成も一緒に手を付けていくというふうに思っています。また、新体系の研修が本格実施される平成32年度までのスケジュールに関してもファシリテーターの養成も含めて検討していきたいと思っています。人材育成部会はこれかも続ける予定ですけども、これまでは人材育成に目を向けてきましたが、人材確保も大きな課題と認識しておりますので、名前は変えないつもりですけど、人材育成部会開催要領の中に人材確保という言葉を入れさせていただきました。また開催要領の中にワーキングチームについても設置できるということになっております。補足は以上です。

【議長】

1月に開催されました人材育成部会でのご議論を踏まえてご説明、並びに県としての今後の方向性についても併せてご説明いただきました。委員の皆様方からなにかございますでしょうか。

【小材委員】

受講者数一覧表の中にサービス管理責任者の表があるんですが、「知的・精神」や「身体」はありますが「発達」というのが明記されていない。また、相談支援従事者の方に発達障害の知識がなくて計画が立てられないということが現実的に多いです。その問題と虐待に関してですが、被虐待児に発達障害の子が非常に多いというのがあります。それから虐待をしてしまう親御さんの問題、それから支援者も特性を知らないから虐待してしまうということもあります。また、親御さん自身が発達障害の特性を持っていて感情のコントロールができなくて虐待をしてしまうとか、今朝もニュースでありましたけども、自分が子供の頃に親から虐待を受けたのでその通りにやったんだという例もあるそうです。以上のことから発達障害に関することをちゃんと話す機会を入れて頂かないと本当に困るなと思っています。先ほど加算が付く研修がいっぱいあってとの話がありましたけど、強度行動障害もそうですよね。それも専門性がはたしてあるのかと。研修やっていただくのは本当にありがたいのですが、質や専門性をどうやって担保するのか、今の研修ではすごく態度の悪い方が参加されてもその方は修了証をもらえるわけですよね。実際にやっているのかやっていないのかを見守るシステムとかがないと研修をやりっぱなしでいいのかと私は疑問に思っています。是非その部分も部会の中でお話しいただくとありがたいと思います。ただし、埼玉県内で発達障害の話をちゃんと話せる方はなかなかいないと思います。だから神奈川県とか千葉県とかで実績のある方を引っ張ってくるとかしないと難しいのではないのかなと最近痛感しております。発達障害は福祉用語なんです。診断名ではありません。実際に知的、精神、身体全てに発達障害の方がいますので、そういう認識を持って講座の内容とかも検討していただければ非常にありがたいと思います。

【議長】

ありがとうございました。ご意見ということでよろしいでしょうか。発達障害のところを明確に意識した研修プログラムあるいは実習を願いたいと、こういうことでございます。

【岡田委員】

今の小材委員さんと重複するところがありますが、研修の目的というのはやはり、人材の質の向上になると思うのですが、先ほど長岡委員さんからモチベーションを下げるような発言が目立ってきている、そういう方も研修を修了すれば修了者ということで職場に戻っていく。それでいいのかというところは私もすごく疑問に思います。やはり実際に当事者がどういう意識をもってこの支援という仕事をしているのかは、とても重要なことなので、研修を受けて終わりではなくてその研修をきっかけとして是非、人材が育っていく方

向を模索していただけたらなと強く思っております。部会の議事録の中に権利擁護についても、しっかり伝えるとの発言がありますけれども、その視点がすごく重要だなと、障害者の分野、特に精神は特に痛感しているところなので是非研修の中でしっかり意識を専門職の方に持ってもらえるような仕組み作りを是非進めていただきたいと思います。

【議長】

ご意見ということでよろしいでしょうか。他にありますでしょうか。

【木全委員】

就労支援センターとして日頃圏域内の福祉事業所を見ていると、もちろん良い取組をたくさんやられている事業所もあるのですが、最近事業所が増えていて特に就労移行は増えています。営利系の団体がやっているところなど、一律悪いわけじゃないけれども、本当に障害者支援という考え方がわかっているのかなと思わざるを得ないところが実際やはりあります。例えば、障害者の方が就労に向けて訓練したくて就労移行を選ぶときに、色々な事業所をみて見学したり体験したりして決めていく方が多いんですけども、一カ所見た時点で「早くしないと埋まっちゃうから早く市役所に行って受給者証を取ってきた方がいいよ」と言うところとかも実際にあったりします。良いところは、「ちゃんと見た上で自分に合うところを探してくださいね」と言ってくれるのですが。本当に色々な事業所があって、サービス管理責任者の方の考えだったりするので、こういう研修、先ほどからお話しがでているのと同じなんですけども、研修に出たときに真面目な態度じゃない方には終了証を出さないとか他県ではやっているところもあるらしいので、埼玉県では今後どうしていくのか聞きたいところです。あともう一点が、講師の方たちも日頃事業所の職員をされている方たちが講師をされていると思うのですが、受講者がこれだけ増えて、講師の方たちの人数はある程度決まっていると思うんですけども、日頃の自分たちの事業所を休んで、講師に行かれたり打ち合わせに行かれたりしていると思うので、そのあたりの負担がどれほど大変かなと思いました。今後増やしていくにしても、なり手がいるのかなと気になるところです。

【議長】

ありがとうございます。ご発言の中でご質問ということで、所謂数に対応していく部分とその質を担保していくことに対して、県としてはどのような考えであるかということが趣旨だったかと思しますので、ご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

研修は出れば修了証を渡すわけではなくて、課題を次の機会にちゃんと回答するとか、そういうことを怠った方とかには出さなくてもいいとしておりますので、態度が悪い方はその場で講師の方に厳しくやってもらうということで、全員にそのまま修了させるということはやっていないです。

【小材委員】

課題の内容が、本当に実際にやっているものなのかどうかの確認はどうすればよいのか。変な話やっていなくても出せる。私たち当事者としては出した課題が本当に実際に取り組んでいる内容なのかというところまでチェックしていただかないと意味がないと思います。ちゃんと課題の内容の実施について確認をしているのか教えていただきたい。

【事務局】

出てきた課題を講師の方とファシリテーターの方が目を通したりしています。

【日野原委員】

ちょっと整理をしないといけないと思いますけれど、まず、講師やファシリテーターの方から態度が悪いからあなたには修了証を渡せませんとは言えない。われわれにその権限というものはないので、やはり事務局にそれを報告させていただいております。我々の研修は法定研修ですので、自分たちが好きなことを伝えているということではなくて、それこそ厚生労働省から示されたシラバスに乗っ取った研修ですので、好き勝手にやっているわけではない。もっとこういうところも伝えたいと思っていることを要素としては入れませんが、なかなか全部全部入りきらないのが法定研修です。それに対して先ほど申し上げた通り、あなは気づきもないし、学ぶ態度もあんまりよろしくないのが修了証をお渡しできませんとは言えないんですね。私現任研修の統括をさせていただいていのですけれども、150人全部の事例に目を通しております。やはりかなりでこぼこがある。それも一番最初に提出していただいた時点で、あまりにも空欄が多いとか、全然達してないとか、そのまま事務局にお願いして返してもらい新たに提出してもらっているという形です。ただ小材委員がおっしゃったとおり、実際にやっているかどうかまでは見ておりません。ただ次年度から埼玉県では新カリキュラムでいくという話をいただいたんですけれども、新カリキュラムの中では、課題については地域の基幹相談支援センターもしくは委託の支援事業所に目を通してもらうという仕組みになっている。インターバル期間ということで、研修と研修の合間、1ヶ月空くんですけども、その期間にその委託若しくは基幹相談支援センターに行っていただくという仕組みになっている。そこからOJT式に実地指導を受けるという仕組みになっているので、完璧ではないですが今までよりはつながりが持つことができるのかなというふうに思っています。ただそれだけではうまく進まないところもあるので、そこは今後県と相談しながら修正していく必要があるのだろうと思っています。

【小材委員】

異業種がすごく参入してきているじゃないですか。さきほどおっしゃった営利目的だけで来ているところも、ものすごく増えています。参入したのなら責任持ってやってほしいですね。だからちゃんと研修を受けてほしいし、受けた成果を現場で活かしていただきたい。そのためにはチェックする機能とか確認するシステムがないと多分やりっぱなし、

受けっぱなしになるのではないかと思います。新年度はちょっと変わるってということなので期待できるということですね。

【角田委員】

部会の議事要旨を読んで思うのですけれども、長岡委員さんが、例えば虐待防止研修は意識の低い人が云々と書いてあります。これは大問題ですよ。そういうのが部会としてまとめというか、そういうのがあるのか。意見交換のみが部会なのか。もう一つ付け加えたいのは虐待事案の疑われるような事業所があって、これ非常に大問題なわけですよ。疑いがあるから来てくれという問題じゃなくて、そういうことが起こらないようにしていかないと。是非研修が実のあるように監査するとか免許取り上げとかそういうのも含めて、きちっとしてもらわないと。日々虐待は全然解決してないわけですから、是非お願いしたいと思います。質問は今言った前半の部分です。

【議長】

後半はご意見ということで承りました。前半の部分は部会の議事要旨でございますので、それぞれの委員さんからのご発言の趣旨が網羅されていて、角田委員さんからのご指摘はそれらを踏まえて例えば、部会としてどういう方向性でまとめたとか課題として認識されたら資料にどう反映されているのかということでございます。

【事務局】

人材育成部会は、さまざまな意見を自由に活発に発言してもらうのが趣旨でございます。虐待防止研修の意識の低い人の件ですが、受講生の一部ということで理解していただければと思います。私も参加していますけれども、全体的には真面目な方たちが圧倒的に多いです。ただこういう方たちも中にはおりますという課題の情報共有という形でございます。

【議長】

先ほど長岡委員さんからも、最後にワーキンググループを作って研修の枠組も含めて検討していきたいと部会長としておまとめいただいたと理解しますので、それらを踏まえて本協議会として、これからの人材育成部会、量への対応のみならず質への対応、さらには研修後のフォローアップなどを含めた仕組として、さらなる人材部会での検討をご期待したいということで、まとめとさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

【長岡委員】

角田委員さんのお話を聞いて読み返してみると、確かに誤解が生じかねない内容だったと思うので、そこだけ補足をさせていただきたいんですけど、まず虐待防止に関しては私が若いころはちゃんと勉強する機会が殆ど無かった記憶があります。それが虐待防止法とかいろんな法律制度の中でこういう研修ができた。ただ、虐待防止研修に関しては、一回研修を受ければ虐待が無くなるということは、まずありえないと思います。障害福祉の長い

歴史の中で私も大先輩に何度も言われましたけれども、障害福祉が生まれた時からこの虐待防止っていうのは一番の課題であり、いまだに一番の課題である。先に進まない、それくらいやっぱり深いところがある。そういう中で私の発言の中で例えば意識の低い人とか、実際に直接支援に関わっていない人が虐待防止研修に来ていただけるといえるのは実はすごい進歩だと思っているところなんですね。やっぱり事業所と言いますか関わっている人が権利侵害に少しでも意識が高まっていくことが、地道ですけども虐待防止の近道と言いますか、方法なんじゃないかと思います。県の虐待防止研修は、いろんな事業所の人からいろんな話を聞けるというところが、すごくアンケートなんかを見るといい刺激になっているところがあると思いますので、そういうところで誤解が無いようにと申しますか、そういうところでお話しをちょっと追加させていただきました。

【議長】

協議会の資料として部会の状況が一枚紙のみということも少なくないと思うんですが、本協議会では部会での議論の内容がある種生々しく議事録という形で出していただいたために、良い意味でこれだけの議論を喚起できたのかなと考えております。それでは次に第2回精神障害者地域支援体制整備部会について、部会長でいらっしゃる関口委員さんからご報告をお願いします。

【関口委員】

議事（4）について報告

【事務局】

障害者の住まいの場の確保と住宅セーフティーネット制度についてという資料ですが、こちらをご覧ください。障害者の住まいの場の確保につきましては、福祉の関係者が住宅セーフティーネットについて知らないことも多いということで、県の所管であります住宅課に制度について、話題の提供をしていただき委員間で議論をしたというものになります。住宅セーフティーネット制度の根幹というのは従前も今後も公営住宅ということになります。ですけども、平成29年度の法改正により、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度や登録住宅の改修、入居者への経済的支援など新たな住宅セーフティーネット制度が整備されております。スライド9には埼玉県の居住支援協議会のこれまでの活動内容が紹介されております。このうち個別入居支援や居住支援ワークショップの開催が、非常に有用であるとのことでございました。個別入居支援は特定の市町村の協力を得まして、その区域内で入居相談会を実施するというもので、県の社会福祉士会に委託をしております。社会福祉士会は以前住宅ソーシャルワーカー事業というものを県から受託している経験が活かされているとのことでございました。平成29年度は川越市と越谷市で実施、平成30年度は川口市と所沢市で実施中とのことでございます。この事業は県で行うよりも市町村が福祉主管課と住宅の関係部課、それから地元の不動産業者などと共同して行うことが効果的であることから、県としては事業を試行し、将来的には各市町村が取り組んでいけるよう

な仕掛けづくりを行っているとのことでございます。資料の説明の方は以上となります。

【関口委員】

ありがとうございます。住宅行政と福祉行政が今回、同じ席の場で意見交換、情報提供したというのが大きな意味があったと理解しています。今後も継続していった方がいいと思います。ピアサポートにつきましても、事務局からご説明していただいでよろしいでしょうか。

【事務局】

精神障害者の地域包括ケアシステムを構築する上で、ピアサポーターの活用は重要と考えておまして、県の地域移行ピアサポート委託事業について、支援対象者を入院中の精神障害者のみではなく、地域で暮らす精神障害者にも広げ、地域生活を支えるために幅広く事業を活用するため変更しようとするものでございます。今後実施要綱を改正し対応していく予定です。

【関口委員】

ピアサポートについても、精神のみならず身体や様々な障害を持った生きづらい方々のサポートの一つの形態でございますが、精神の方においても今までは病院から地域に移るといった役割があったのですが、社会で生活していく方々をどのようにサポートしていくかということも含めて展開していこうとの話しがございました。続きまして、平成31年度の地域人材育成の研修事業についてのご説明もお願いします。

【事務局】

精神障害者を地域で支えるシステム構築事業の地域人材育成につきましては、今年度、相談支援専門員協会が県内4ブロックで研修を行いました。平成31年度は国庫補助を利用して、より地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、各保健所単位で人材育成研修を行って、精神障害者支援に係る医療と保健福祉の連携を図るための研修を実施する予定でございます。なお本研修につきましては、相談支援事業所の精神障害者支援体制加算の対象となるものとなります。

【関口委員】

本研修につきましては、相談支援事業所の精神障害者地域支援体制加算の対象ということになりますので、各相談支援事業所は今盛んに受けているところだと思いますが、相談支援専門員協会の方と一緒に協力しながら体制整備を進めてまいりたいという話題が出たところでございます。

【議長】

時間の関係で一つ二つくらいになろうかと思いますが、ただいまご報告いただいた部会

報告について、何かご意見、ご質問等がございますか。

【小材委員】

部会の名簿を見させていただきましたが、保護者の方、同じ立場の方が入っていないのですね。できればこういう部会には、保護者の方、実際に携わっている家族の方の意見を反映していかないと、現実と乖離が生じてしまうのではないかなと思います。

【議長】

事務局からお願いします。

【事務局】

名簿をご覧いただければわかりますとおり、精神障害の家族様は今、委員になっていないですけども、当事者の委員の方に家族のことも含めて、ご議論していただいている形になってしまっているのですが、それだけでは足りないということであれば、部会長などと相談しながら考えていきたいと思えます。

【議長】

よろしいでしょうか。他にありますか。

【岡田委員】

精神障害者早期退院支援推進事業ですけども、この説明を読みますと、新たな長期入院者を作らないために早期退院支援の促進を埼玉県でも取り組んでいくということで、とても重要なことで必要なことですが、ただ単に数字を減らすために退院させるということに偏りますと、当事者、家族の姿が全く見えてこない状況になるので、何のために退院させるのか、ご本人の人生のためだと私は思うんですね。そういう視点を実際に計画を実行する上では、大事にさせていただきたいとのことと、それから当事者の方が成人であれば家族の元に退院することだけを考えずに、地域でご本人の力を発揮して生活できる、そういう退院支援を推進していただきたいなと強く考えておりますので、よろしくお願ひします。

【議長】

ありがとうございました。今後の部会の検討に対する御期待ということでまとめさせていただきます。駆け足で申し訳ありません。非常に細かい内容ではありますが、この精神障害者支援体制整備部会からのご報告ということで、更にご感心を持っていただき今後の協議会の議論の糧にさせていただきたいと思えます。次に事務局から報告があります。

【事務局】

前回の協議会の中で木全委員から要望があったため、教育委員会の障害者の雇用率等の

現状を報告します。現状と課題ですが、知事部局と県教委ということで、県教委が法定雇用率に達していないという実情が分かると思います。対応策でございますが、委員会を設置しております。一つが雇用検証委員会で原因を調査検討をしております。もう一つが雇用推進委員会で、県教委における雇用の推進方策の検討ということで、中間報告書を既に出しています。ここに書かれているようなことが委員の先生方から出たということです。今後の見込みですけれども、両委員会が2月中旬に最終報告書を県教委に出すということでございます。

【議長】

昨晚、本日の会場と同じ埼玉会館で私が副委員長を務める県教育委員会の障害者雇用推進委員会の最終報告案についての協議が行われました。それを踏まえて、こちらは今後の雇用を進めていくための方策や考え方について、まとめましたので、また委員の皆様方にも何らかの機会でお目通しいただければと思います。事務局からも説明いただきましたが、この件について何かございますでしょうか。

【木全委員】

報告いただいてありがとうございました。朝日先生も入っていらっしゃる雇用推進委員会の中間報告とかも読んでいますけれども、就労のためにどういう提案があるのかというのを興味深く読ませていただきました。現状としては今回県の教育委員会ですけれども、国の方の行政機関も同じような状況になっていて、たくさん求人がでていく状況です。障害者の方の取り合いにもなっている感じで。その問題が出る前から民間企業の方でも、法定雇用率が上がったので、たくさん雇わなくてはいけないということで、就労支援センターの方にも「雇いたいです」といった企業さんからの相談も増えている。そういった中で、今すぐ就職できるという障害者の方はたいてい就職していて、今すぐ就職というのが難しいという方が、今たくさんいる状況なので、就労支援センターとしてもなかなか企業さんに「こういう方がいますよ」と紹介できない状況が続いていたというのが現状でした。働ける場がどんどん広がっていくことはとてもいいことなんですけれども、働ける状態に障害者の方を支援する施設の方もすごく大事になっているので、今回話題に出ていた人材育成や自立支援協議会で研修を考えること、そういうのが全部繋がっているなと思いました。

【角田委員】

どんなに通勤が改善されてもどうしても通勤できない、障害とか体の状態がありますよね。在宅で仕事をして、木工やパソコンやるとかそういう在宅の就労について、県庁の職員に該当するのかなど。あと一つ勉強したことが医療的ケアの話ですが、児童が大人になって、県庁に就職して人工呼吸器をつけて、県庁に保健婦が常駐していて、屋内電話を掛けると医者とかそういう人が直ぐ来るとか。考え方としては、これが本当の人権とか障害者を保障する考え方だと私は思います。できるかどうかは、いろいろあるけれども。

【議長】

在宅就労のところは、この教育委員会での検討の中でも、今後そういうような形式というのでも当然考えていく必要があるだろうという指摘がなされました。もう一つは、現在企業などで雇用されて在宅就労していて、そこと生活介護の問題や医療的ケアの提供とどう関連づけていくか大きな課題となっております。たまたまこの後、「埼玉の障害者雇用を進める関係機関連絡会議」がございますので、そういうご意見も踏まえて臨みたいと思います。

【事務局】

ありがとうございました。皆様方の任期が3月31日まででございます。本日の第2回自立支援協議会が任期最後の開催となります。任期は2期まで務めることができますので、現在1期の方には引き続き委員をお願いしたいと思います。また2期の方及び公募委員の方につきましては、長い間お世話になり、ありがとうございました。再任新任の委員の推薦については、各団体等に依頼文を送っております。

【議長】

このメンバーでお会いするというのは、これが最後ということでございます。大変お世話になりました。ありがとうございました。以上で本日の議事は終了したいと思います。皆様方の御協力に感謝申し上げます。